

兵庫県公報

令和2年5月26日 火曜日 第108号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公 告	ページ
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	1

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年5月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雨内Ⅱ (109000125)	相生市若狭野町雨内（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

（別図30は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年6月3日（水）から同月17日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年6月17日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年8月17日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。